

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第二号）第十七条ただし書の規定により、令和六年徳島県選挙管理委員会告示第九十三号を、令和六年十月十五日午前八時三十分、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

徳島県選挙管理委員会告示第九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	六九、八五六人
鳴門	一五、四九〇人
小松島・勝浦	一一、九八六人
阿南	一九、四九一人
吉野川	一〇、九四一人
阿波	九、九四二人
美馬	九、八八四人
三好第一	六、六五二人
名西	八、三五一人
那賀	二、一四六人
海部	五、二三四人
板野	二七、〇四五人
三好第二	三、七八八人